

高齢者の方へ

## 肺炎球菌ワクチンの予防接種

予防接種はお済みですか。まだ接種していない方は期限までに接種しましょう。

### 対象者

65歳となる方	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
70歳となる方	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
75歳となる方	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
80歳となる方	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
85歳となる方	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
90歳となる方	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
95歳となる方	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
100歳となる方	大正7年4月2日生～大正8年4月1日生

持ち物 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種券

接種期限 3月31日(日)

※過去に「肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)」を接種した方は対象外。詳しくは5月上旬に郵送した案内をご覧ください。

問 保健センター (☎52010)

## 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

原動機付自転車・二輪車・軽自動車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

納税通知書を発送すると、「廃車したが、税金を納めなければいけませんか?」といった問い合わせがありますが、3月31日までに廃車などの手続きが済んでいないためです。

3月は窓口が混み合います。廃車・名義変更などをした方は、下記の機関で早めに手続きをしてください。

車両の種類	手続き機関
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	市税務課税政係 ☎51111(内線183)
125cc超の二輪車	中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775



問 税務課税政係 (内線183)



## 不妊治療に掛かる費用の助成

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる特定不妊治療(体外受精や顕微授精)と一般不妊治療(人工授精)に掛かる費用の一部を助成します。

### ■特定不妊治療

対象 次の全てに該当する方

- ▷岐阜県特定不妊治療費助成事業の申請をし、承認決定通知を受けた方
- ▷夫または妻のどちらかまたは両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方

### 助成額

1回の治療につき、最大5万円(治療法によっては最大2万5千円)

### 申請期限

承認決定通知の日から3カ月後の月末

※例えば、決定通知日が平成30年11月5日の場合は、2月28日(木)まで

### ■一般不妊治療

助成対象 平成30年3月～平成31年2月までの治療費

対象 次の全てに該当する方

- ▷夫または妻のどちらかまたは両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方
- ▷夫婦の前年の所得(所得控除後)の合計額が730万円未満である方

### 助成額

1年度につき最大5万円

### 申請期限

3月29日(金)

申請方法など詳しくは問い合わせ、または市ホームページをご覧ください。

問 保健センター (☎52010)

